

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01422

研究課題名（和文）イノベーション促進システムとして知的財産法の役割と関連法制度・市場との協働

研究課題名（英文）The Role of Intellectual Property Law as an Innovation Promotion System and its Cooperation with the Market and Related Legal Systems

研究代表者

前田 健（MAEDA, TAKESHI）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：80456095

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：知的財産法の目的は、創作の奨励と公衆が利用可能な知識の拡大にある。知的財産法は単独で存在するわけではなく、多くの公法及び私法により形成される法的な秩序及び、市場で掲載される取引の秩序の中の一つの要素として存在する。本研究では、このような知的財産権制度の在り様を、知的財産法の解釈論の展開を通じて明らかにした。本研究で具体的に分析の対象としたのは、特許法と医薬品規制の協働、デジタル化の進展に伴う著作権法制度の改革、新技術の特許保護、コト消費時代の新ビジネスモデルと知的財産保護に関する特許法・著作権法の解釈論上の諸論点である。本研究の成果は、論文等の形により、を国内外の学界・実務界に共有されている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、知的財産法、取り分け「創作法」と呼ばれる、新たな創作を促すための法制度である特許法や著作権法について、今後の運用の在り方を提言するものです。他の多くの法制度がそうであるように、知的財産法は多くの他の法制度や社会経済と密接に関連しながら、それらにより構成される全体の一部として存在しています。本研究ではその点に着目し、大きなシステムの一部として、知的財産法が急速に変化する社会に対してどのように対応していくべきかを明らかにします。

研究成果の概要（英文）：The purpose of intellectual property law is to encourage creative activity by providing incentives and to expand the knowledge available to the public. Intellectual property law does not exist in isolation, but is an element of the legal order formed by many public and private laws, as well as the order of transactions in the market. In this study, we have elucidated such a nature of the IP system through the development of an interpretive analysis of IP law. The specific issues analyzed include: the cooperation between patent law and pharmaceutical regulations; the reform of the copyright system in the progress of digitalization; the patent protection of new technologies; and the various issues in the interpretation of patent law and copyright law related to new business models and IP protection in the era of experience consumption. The results of this study have been made available to the academic and business communities in Japan and abroad by presenting papers and publishing.

研究分野：知的財産法

キーワード：知的財産法 特許法 著作権法 薬事法

1. 研究開始当初の背景

創作法としての知的財産法の目的は、創作の奨励、及び、それを通じて究極的にはパブリック・ドメインを拡大し、公衆が利用可能な知識・文化を拡大することにあると言われる。知的財産法が有効に機能しているかを評価するためには、究極的にはその社会経済的な影響を実証的に評価する必要がある。

知的財産法の有効性は、知的財産法の法制度設計及びその具体的な運用方法である知的財産法の解釈論に依存する。しかし、知的財産法の有効性は、単に知的財産法を内在的に観察するのみでは適切に評価することができない。なぜなら、知的財産法はそれ単独として存在するわけではなく、その他の法律により構築されている法秩序、及び、市場において形成されている取引秩序の中の一つとして存在しているからである。たとえば、医薬品に係る特許権の場合、その効力の意義を正しく把握するには、医薬品の製造販売を規制する医薬品医療機器等法との関係を意識しなければ、その意義を正しく評価することができない(いわゆる「パテント・リンケージ」や再審査制度など)。また、著作権法においても、たとえば権利の対象となっている「複製」という行為の持つ意味は、著作物の複製に設備と費用が必要だった過去と ICT 技術の発展で複製が常態化した現代とでは、大きく異なる。同じ「複製」という行為を捕捉していても、それが捕捉している社会経済的な実態の内容は大きく異なるのである。したがって、著作権の社会的影響を正しく評価するには、法が適用される前提として、市場においてどのような取引秩序が形成されているかに目を向ける必要がある。

以上の観点から、法的秩序・取引秩序の中の一要素として知的財産法をとらえ直し、知的財産法が実現される環境を明らかにしつつ、その中で知的財産法がイノベーションを促進するために果たすべき役割を再検討することが求められていた。

2. 研究の目的

本研究は、知的財産法が置かれている法的な環境及び社会経済的な環境、並びにそれらの相互関係に着目して、知的財産法及びそれと密接な関連を有する諸法の解釈論や立法論を行うことを目的とする。

本研究では、下記のテーマに取り組むとともに、それらに係る研究を通じて、知的財産法と他法・市場との協働についての研究手法について、洗練と一般化を図ることを目的とする。

医薬イノベーションにおける特許法の役割と医薬品規制との協働

医薬品のイノベーションにおいて医薬品規制の手段と捉えられてきた医薬品医療機器等法が果たす役割に着目し、特許存続期間延長登録制度をこれと併せて研究し直し、医薬品のイノベーション促進の全体的な仕組みの中で新たな制度設計の提案をなす。

さらに先発医薬品の特許権のエンフォースメントと後発医薬品に対する承認とを連携させるいわゆる「パテント・リンケージ」や先発医薬品企業が承認を得るために当局に提出した臨床実験等の治験データを、後発医薬品企業が利用することを一定期間認めないというデータ保護期間の制度(我が国の再審査期間制度がこれに相当する。)について、特許法および医薬品医療機器等法との協働および役割分担という観点から、諸外国の法制も参照しつつ、我が国として最適と考えられる姿について、提言を出す。

著作権の新たな権利制限規定、法定許諾、裁定、集中許諾制度についての研究

複製・公衆送信などの支分権該当行為が、社会経済上有する意義がデジタル化・ネットワーク化に伴う取引環境の変化により大幅な変遷を見せたという問題意識を前提に著作権法の再設計の必要性について検討する。特に、近年では補償金請求権を代償にした権利制限、著作権の集中管理団体を通じた権利行使、拡大集中許諾の活用権利者不明著作物に係る裁定制度の見直しなどの議論が注目されている。取引環境についての実態調査、著作権等管理事業者法などの周辺法制の再検討も含めて、これらについて提言をなす。

特許要件、特許の保護範囲、特許権の制限についての研究

近年重要性を増している IoT 技術に係る発明、医薬品の用途発明等の特許保護について研究する。これらは公知の技術との区別が付けにくいという点に大きな特徴があり、新規性判断や先使用権の判断が慎重に行われる必要がある。また、成立した発明の効力の範囲についても同様である。研究代表者は、これらの論点つき、特許法内在的に解釈理論を精緻に積み重ねる研究をしてきたが、それと特許保護の社会経済的な実体に係る議論を接合させつつ、解釈論を発展させる。

コト消費時代の知的財産権保護

近時、ビジネスの重心がモノからコトへとシフトする中で、プラットフォーム型ビジネスなどの多様なビジネスモデルが現れている。これらのサービスのビジネスモデルを保護するために、特許権、著作権、商標権および不正競争防止法が活用されているが、本研究ではその実態を解き明かし、それらが既存の法制度の中でどのような役割を与えられ、あるいは、既存の法制度の見直しを迫る契機を含んでいないのかにつき、明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、先行研究の文献調査、裁判例や国内外の法規などの文献による調査等に基づき行われる。本研究では、研究の途上において、積極的に国内外の研究者らと意見交換を行う研究スタイルを取り入れ、多面的な知の結集を図るとともに、外国に対して日本の法制度モデルを発信し、諸外国との対話可能な日本法の知を集積することも目指す。

4. 研究成果

本研究においては、以下の通り多くの成果を論文の形で公表することができた。

(1) 医薬イノベーションにおける特許法の役割と医薬品規制との協働に係る成果

本テーマに関しては、次の2つの業績が重要である。

文献 においては、特許制度と薬事制度が、いかにして協働し、医薬品開発のインセンティブを確保しているかにつき、その全体像を描き足すことに成功した。このテーマに係る業績は我が国には従前ほとんどなく、今後の研究にとって重要な基礎となると思われる。

文献 については、文献 で明らかにした点を推し進め、パテント・リンケージの救済の在り方について、知的財産法のみならず、民事訴訟法及び行政法の観点も交えて分析を加えた。このテーマも従来ほとんど先行研究がなく、先駆的な研究といえると思われる。

(2) 著作権についての研究

著作権法に関しては、DX及びAIの時代における社会情勢の変化を踏まえた、これからの著作権法の在り方に関する論考を複数公表することができた。

文献 においては、著作権法の近時の立法例において「海賊版」という概念の重要性に照らし、「海賊版」概念を明確に定義して著作権法制の設計を行うことの有用性を明らかにした。また、文献 においては、刑事法学者との対話を通じて、著作権法における法解釈論の在り方について分析を加えるものであり、著作権法が刑罰規定としても通用することを踏まえた、多面的な法解釈方法論を模索したものである。

(3) 特許法についての研究

特許法に関しては、主にパブリック・ドメインと特許による独占の相克に着目しつつ、数多くの論考を公表することができた。

文献 は、数年来、研究代表者が取り組んできた特許の進歩性要件に関する理論的研究であり、創作のインセンティブを適切に確保するために必要な進歩性要件の解釈の在り方を明らかにするものである。

文献 、 は、ソフトウェア関連発明の特許適格性の問題を分析するものであり、AIの発展やビジネス方法・ゲームに関連する特許が社会的重要性を増すに従い、社会的にも注目を浴びているテーマである。このテーマに切り込み、特許制度の当該分野のイノベーションに果たす役割を踏まえた解釈論を展開するものである。

文献 は、パブリック・ドメインと特許による独占の相克の問題を、様々な特許要件・特許法上の制度を横断的に検討することにより、明らかにするものである。

(4) コト消費時代の知的財産保護

新たなコト消費時代における社会経済の変化と、知的財産に関する新ビジネスモデルの登場に鑑み、本研究では、2点制度の見直しが必要な点として、消尽法理と損害賠償法理を取り上げた。

前者については文献 において、必ずしも有体物の流通によらない知的財産の消費が拡大していることに鑑み、有体物の流通の安全の確保を目的の一つとする消尽法理の再検討の余地が生じていることを明らかにした。また、後者については、文献 及び において、有体物の単位で知的財産の取引を行うことを前提としてくみ上げられた知的財産権侵害の逸失利益の算定方法につき、一定の修正が必要となる可能性について明らかにした。

< 引用文献 >

前田 健、創薬イノベーションに向けた特許制度と薬事法制の協働、知財のフロンティア第2巻 学際的研究の現在と未来 45-71 2021年10月

前田健、上市前の医薬品に対する特許権のエンフォースメント - パテント・リンケージの役割とその課題、根岸哲・泉水文雄・和久井理子『プラットフォームとイノベーションをめぐる新たな競争政策の構築』229-251 2023年7月

前田健、著作権法における「海賊版」概念、高倉成男・木下昌彦・金子敏哉編『知的財産法制と憲法的価値』 43-65 2022年1月

前田 健、著作権法と刑法の語らい(3)はるか夢の址事件 著作権法の解釈態度はどうあるべきか : 刑法からの問題提起を受けて、法律時報 95(1) 145-150 2023年1月

前田 健、進歩性要件の意義と判断の方法、日本工業所有権法学会年報(44) 91-112 2021年8月

前田 健、ビジネス方法・ゲームのルールに関する発明の特許性と技術的範囲の判断、パテント 74(11) 2021年11月

前田 健、後出の特許による既存事業の差止めは許されるか : 特殊パラメータ発明の新規性・進歩性・記載要件・先使用権の検討、知財管理 72(8) 899-911 2022年8月

前田 健、ソフトウェア関連発明の特許性判断における進歩性要件の役割、知的財産法政策学研究 64 73-112 2022年10月

前田 健、新たなビジネスモデルと特許権・著作権侵害の損害額算定上の課題、パテント 75(11) 35-55 2022年10月

前田健、特許権者による消尽の迂回の是非 - コト消費時代における消尽論、パテント 76(1) 47-58 2023年1月

前田 健、特許法 102条の現代的解釈 : コト消費時代における知的財産権侵害の損害賠償、パテント 76(9) 38-52 2023年8月

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計30件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 前田健	4. 巻 72・8
2. 論文標題 後出の特許による既存事業の差止めは許されるか：特殊パラメータ発明の新規性・進歩性・記載要件・先使用権の検討	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 知財管理	6. 最初と最後の頁 899-911
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 64
2. 論文標題 ソフトウェア関連発明の特許性判断における進歩性要件の役割	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 知的財産法政策学研究	6. 最初と最後の頁 73-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 75・11
2. 論文標題 新たなビジネスモデルと特許権・著作権侵害の損害額算定上の課題?知的財産権のエンフォースメントの新しい地平：日本弁理士会中央知的財産研究所 研究報告第52号	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 パテント	6. 最初と最後の頁 35-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 75・11
2. 論文標題 知的財産権のエンフォースメントの新しい地平：日本弁理士会中央知的財産研究所 第19回公開フォーラム?知的財産権のエンフォースメントの新しい地平：日本弁理士会中央知的財産研究所 研究報告第52号	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 パテント	6. 最初と最後の頁 277-379
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 95・1
2. 論文標題 著作権法と刑法の語らい(3)はるか夢の址事件 著作権法の解釈態度はどうあるべきか : 刑法からの問題提起を受けて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 145-150
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 -
2. 論文標題 用途発明の意義 - 用途特許の効力と新規性の判断	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 田村善之編著『知財とパブリック・ドメイン第1巻特許法篇』	6. 最初と最後の頁 105-139
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 -
2. 論文標題 「広すぎる」特許の規律とその法的構成－クレーム解釈・記載要件の役割分担と特殊法理の必要性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 田村善之編著『知財とパブリック・ドメイン第1巻特許法篇』	6. 最初と最後の頁 215-246
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 76・1
2. 論文標題 特許権者による消尽の迂回の是非 - コト消費時代における消尽論	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 パテント	6. 最初と最後の頁 47-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 -
2. 論文標題 柔軟な権利制限規定の設計思想と著作権者の利益の意義	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 田村善之編著『知財とパブリック・ドメイン第2巻著作権法篇』	6. 最初と最後の頁 193-216
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 -
2. 論文標題 データの集積・加工の促進と知的財産法によるデータの保護	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 田村善之編著『知財とパブリック・ドメイン第3巻不正競争防止法・商標法篇』	6. 最初と最後の頁 139-163
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健; 木下昌彦	4. 巻 (9)
2. 論文標題 氏名表示権とSNSにおける表現活動：リツイート事件最高裁判決の内在的理解と批判的検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 34-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 74(7)
2. 論文標題 進歩性判断における「予測できない顕著な効果」の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 パテント	6. 最初と最後の頁 64-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 (44)
2. 論文標題 進歩性要件の意義と判断の方法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本工業所有権学会年報	6. 最初と最後の頁 91-112
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 66(9)
2. 論文標題 情報通信技術の発展と著作権判例の変遷：ロクラク 事件・リツイート事件を題材に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 52-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 93(10)
2. 論文標題 公益の実現と法：人々の自発的活動が導く「公益」を考える(2)コンテンツのアーカイブと知的財産法の役割	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 85-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 (93)
2. 論文標題 判例研究 カプコン対コーエーテックモ事件控訴審 ゲームのビジネスモデルに関する特許について間接侵害を認めた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Law & technology	6. 最初と最後の頁 66-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 2
2. 論文標題 創業イノベーションに向けた特許制度と薬事法制の協働	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 知財のフロンティア第2巻 学際的研究の現在と未来	6. 最初と最後の頁 45-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 74(11)
2. 論文標題 ビジネス方法・ゲームのルールに関する発明の特許性と技術的範囲の判断	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 パテント	6. 最初と最後の頁 25-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 1
2. 論文標題 著作権法における「海賊版」概念	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 高倉成男・木下昌彦・金子敏哉編『知的財産法制と憲法的価値』	6. 最初と最後の頁 43-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 70(1)
2. 論文標題 対象物を新着眼の特性で特定したクレームの特許性：発見かそれとも発明か?：機能的に表現された抗体の発明のサポート要件及び進歩性要件を題材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 63-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 92(8)
2. 論文標題 侵害コンテンツのダウンロード違法化	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 84-90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 73(8)
2. 論文標題 データの集積・加工の促進と知的財産法によるデータの保護	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 パテント	6. 最初と最後の頁 201-216
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 34
2. 論文標題 侵害主体論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 84-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 0
2. 論文標題 柔軟な権利制限規定の設計思想と著作権者の利益の意義	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦』	6. 最初と最後の頁 224-245
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 0
2. 論文標題 特許明細書・出願過程における虚偽の開示の取り扱い	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 片山英二先生古希記念論文集『ビジネスローの新しい流れ』	6. 最初と最後の頁 509-526
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 83
2. 論文標題 審決取消訴訟の訴えの利益と進歩性判断における引用発明の認定 -ピリミジン誘導体知財高裁大合議判決-	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 L&T	6. 最初と最後の頁 16-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 1
2. 論文標題 Requirements for Criminal Accessoryship Liability for Copyright Infringement through Release of a File-sharing Software Program in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Annotated Leading Copyright Cases in Major Asian Jurisdiction	6. 最初と最後の頁 212-226
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 前田健	4. 巻 68
2. 論文標題 先使用権の成立要件 制度趣旨からの考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 特許研究	6. 最初と最後の頁 19-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 1154
2. 論文標題 特許法102条2項・3項による損害額の算定方法 炭酸パック事件大合議判決	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 4-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田健	4. 巻 72-12
2. 論文標題 用途発明の意義 用途特許の効力と新規性の判断	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 パテント	6. 最初と最後の頁 25-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 特許権者による消尽の迂回の是非-コト消費時代における消尽論の意義-
3. 学会等名 同志社大学知的財産法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 音楽教室事件・最高裁判決
3. 学会等名 知的財産判例研究会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 上市前の医薬品に対する特許権のエンフォースメント パテント・リンケージの役割とその課題 -
3. 学会等名 研究会「医薬品の特許保護を巡る諸問題」
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 ソフトウェア関連発明の特許性判断における進歩性要件の役割
3. 学会等名 日中共同研究 第三回ワークショップ(国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 多様なビジネスモデルのもとでの特許権・著作権侵害の損害額算定の課題
3. 学会等名 日本弁理士会中央知的財産研究所 第19回公開フォーラム「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 我が国における間接侵害規定の運用実績と評価
3. 学会等名 パブリック・ドメイン研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 「リツイート事件判決を語る-事案と最高裁判決の紹介」
3. 学会等名 明治大学知的財産法政策研究所 (IPLPI)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 進歩性要件の意義と判断の方法
3. 学会等名 日本工業所有権法学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 「AIをめぐる知的財産法学の最前線」
3. 学会等名 「AIをめぐる法学の最前線 AI・ビッグデータ・プライバシー」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 公開 創薬イノベーションに向けた特許制度と薬事法制の協働
3. 学会等名 パブリック・ドメイン研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 Infringement of Medical Use Claims in Japan
3. 学会等名 Fordham Intellectual Property Law & Policy Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 インターネット上の海賊版対策と著作権法
3. 学会等名 第6回情報法セミナー in京都
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 ビジネス方法の特許保護ービジネス方法はどこまで「発明」かー
3. 学会等名 日本弁理士会中央知的財産研究所 第17回公開フォーラム
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 前田健
2. 発表標題 特許出願過程・明細書における虚偽の開示の取り扱い
3. 学会等名 同志社大学知的財産法研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 窪田, 充見, 大塚, 直, 手嶋, 豊, 久保野, 恵美子, 泉水, 文雄, 建部, 雅, 前田, 健, 若林, 三奈, 和田, 真一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 560
3. 書名 事件類型別不法行為法	

1. 著者名 Kung-Chung LIU; Reto M. HILTY	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Wolters Kluwer	5. 総ページ数 452
3. 書名 Trade secret protection : Asia at crossroads	

1. 著者名 Akira Negishi, Masako Wakui, Naoko Mariyama	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 245
3. 書名 Competition Law and Policy in the Japanese Pharmaceutical Sector	

1. 著者名 前田 健、金子 敏哉、青木 大也	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 118
3. 書名 図録 知的財産法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

神戸大学 研究者紹介システム
<https://kuid-rm-web.ofc.kobe-u.ac.jp/profile/ja.d52e76122313220c520e17560c007669.html>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------